

(公 印 省 略)
北九保長介第 4302 号
令和 8 年 3 月 17 日

各介護サービス事業所・介護保険施設管理者 様

北九州市保健福祉局長寿推進部
介護保険課長 齋藤 渉

令和8年度 介護職員等処遇改善加算の計画書届出について(通知)

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、以下のとおり計画書の提出が必要となりますので、お知らせいたします。

基本的な考え方等はホームページに掲載しましたので、本通知とあわせてご確認くださいまして、計画書のご提出をお願い致します。

記

1 計画書作成にあたっての留意事項

(1) 主な変更点

- ① 北九州市には、介護職員等処遇改善加算計画書(基本情報入力シート、別紙様式 2-1、2-2、2-3)のシートを作成いただき、ご提出ください。
- ② 計画書の様式は、従来処遇改善加算を算定されていた事業所に加え、6月から新たに加算対象となる、訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅介護支援等も届け出が可能な様式となっております。
つきましては、6月から訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅介護支援等も処遇改善加算を算定される場合は、同じ様式内の(別紙様式2-3)を作成いただき、3ページ目に記載しております提出期限までにご提出をお願い致します。
- ③ また、従来処遇改善加算を算定されていた事業所も、6月から加算率の改定及び生産性向上に取り組む事業所に対する上乗せ加算区分の新設に伴い、同様式内の(別紙様式2-3)にも6月から取得される加算情報を記入しご提出をいただく必要がございます。

(2) 「総合事業」の計画書への別途記載について

通所介護・地域密着型通所介護・訪問介護の事業所につきまして、「総合事業(予防給付型・生活支援型)」も加算申請される場合、基本情報入力シートに以下の通りサービス名ごとに行を分けて記載いただく必要がございます。

また、介護予防サービス・短期利用型サービスを算定される場合も同様に行を分けて記載をお願い致します。

(例) 訪問介護の事業所について、予防給付型と生活支援型のサービスも提供しており、各種加算を申請される場合について

基本情報入力シートのサービス名について、

予防給付型訪問サービス → 「訪問型サービス(独自)」

生活支援型訪問サービス → 「訪問型サービス(独自/定率)」

をそれぞれ選択いただき、本体の訪問介護と行を分けてご入力ください。

介護予防や短期利用型サービスを含め、記入漏れがないことを確認しました。											O	
(記入済み)のサービスの事業所数												
介護予防サービスの事業所数	0	件	✓									
短期利用型サービスの事業所数	0	件	✓									
総合事業サービスの事業所数	3	件	✓									
その他サービスの事業所数	2	件	✓									
番号	介護提供事業所番号	指定事業者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	1日あたり介護報酬 単位数(単位)	1日あたり介護報酬 単位数(単位)	1日あたり介護報酬 単位数(単位)	1日あたり介護報酬 単位数(単位)	1単位あたりの単価 【地域単価】(円)
			都道府県	市区町村								
1	1111111111	立九州市	探田県	立九州市	○○ケアセンター	通所介護	11	100,000	50,000	50,000		10.21
2	1111111111	立九州市	探田県	立九州市	○○ケアセンター	訪問型サービス(独自)	A2	100,000	50,000	50,000		10.21
3	2222222222	立九州市	探田県	立九州市	ティサービス	通所介護	15	100,000	50,000	50,000		10.14
4	2222222222	立九州市	探田県	立九州市	ティサービス	通所型サービス(独自)(19人以上)	A6	100,000	50,000	50,000		10.14
5	2222222222	立九州市	探田県	立九州市	ティサービス	通所型サービス(独自/定率)(19人未満)	A7	100,000	50,000	50,000		10.14

総合事業分を入力する場合、1単位あたりの単価(地域単価)について、セルに既入力されている計算式を削除し、各種サービス、以下の地域単価を手入力してください。

(訪問介護)

「訪問型サービス(独自)」及び「訪問型サービス(独自/定率)」いずれも **10.21** を入力

(通所介護)

「通所型サービス(独自)」及び「通所型サービス(独自/定率)」いずれも **10.14** を入力

※地域密着型通所介護も同様の取り扱い

2 処遇改善計画書等の届出について

(1) 提出期限

- ① 4・5月から算定開始し、6月以降も算定する事業者（6月から訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅介護支援等を算定する事業所がある場合、それも含めて一括申請すること）

令和8年4月15日(水) 提出締め切り

提出期限を過ぎた場合、4月・5月分の算定はできません

- ② 加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月分及び5月分は算定しないが令和8年6月分以降に処遇改善加算を算定する事業者

令和8年6月15日(月) 提出締め切り

提出期限を過ぎた場合、6月・7月分の算定はできません

(2) 提出方法

- ① 電子申請

以下の URL にアクセスいただき、別紙様式2を添付し、電子申請にてご提出ください。

<https://kitakyushu-city01.form.kintoneapp.com/public/01-662-1-kaigo102079>

Excel のファイル名は、法人名に変更してご提出ください。

(例) 法人名が「株式会社北九州」であれば ⇒ 「(株)北九州.xlsx」

- ② 郵送 ※電子申請ができない場合のみ郵送受付いたします

普通郵便は配達されるまで時間がかかりますので、提出期限に間に合うよう早めに発送してください。

【送付先】

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市保健福祉局 長寿推進部 介護保険課 事業者支援係

※封筒に、朱書きで「令和8年度 介護職員等処遇改善加算計画書 在中」と記入ください

3 その他留意事項

(1) 今後市ホームページに算定可能な事業所一覧を掲載予定ですので、計画書提出後はこちらで、何月から何の加算区分が算定可能かをご確認ください。

※ 計画書を提出いただいた後に事業所様へ決定通知等はいたしません。

(2) 複数の事業所をまとめて届出する場合において、北九州市以外の指定権者の指定を受けている事業所が含まれる場合は、それぞれの指定権者に届出が必要です。

※ 特に地域密着型サービスや総合事業で、届出をしていないケースがございました。

(3) 今回の届出にあたって、原則、様式以外の添付資料(証明資料)の提出は必要としませんが、以下の点にご留意ください。

① 指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

② 計画書への虚偽記載(算定要件を満たしていないにもかかわらず、加算の届出を行うなど)や不正請求があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があること。

※届出に係る様式等については、北九州市ホームページにてご確認及びダウンロードください。

[トップページ](#) > [ビジネス・産業](#) > [医療・福祉・健康・衛生\(事業者向け\)](#) > [福祉](#) > [事業者のみなさまへのお知らせ](#) > [介護保険](#) > [介護職員処遇改善加算](#) > [令和8年度介護職員等処遇改善加算計画書の届出について](#)

URL : https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/16800558_00002.html

【問い合わせ先】

北九州市 保健福祉局 長寿推進部 介護保険課
事業者支援係 木嶋、三木

TEL 093-582-2771 FAX 093-582-3055